

転院搬送ガイドライン

令和8年7月1日策定

藤 沢 市 消 防 局

1 趣旨

消防救急車は、命の危険が生じた傷病者に対応することを目的とした医療資源です。救急出動件数は高齢化の進展等により年々増加しており、救急需要の増加に救急隊の増強が追い付かず、現場到着時間は延伸している状況です。

転院搬送については、本市の救急医療体制の確保に必要なものである一方で、全救急出動件数の7パーセント程度を占めることから、全体の救急搬送に与える影響も大きなものとなっています。

これらを踏まえ、本市の消防機関の救急自動車を利用した転院搬送の円滑な実施による患者利益の向上及び救急車の適正利用の推進を図ることを目的として、「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」(令和7年6月30日付け消防救第217号及び医政発0630第6号)等に基づき、転院搬送の基本的な考え方やその手順等を「転院搬送ガイドライン」としてここに示します。

消防救急車の特性をご理解いただいた上、転院搬送をご依頼ください。

2 用語の定義

(1) 転院搬送

傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送することをいいます。

なお、医療機関において、診療を受ける前に待合室等で急変し救急要請した場合は、転院搬送ではなく通常の救急要請として取り扱うことから、本ガイドラインの対象外といたします。

(2) 救急業務

消防法第2条第9項に定められている救急業務をいい、急病人や災害時の負傷者のうち、緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって医療機関に搬送することをいいます。

消防法第2条第9項（抜粋）

救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって、医療機関（厚生労働省令で定める医療機関をいう。第七章の二において同じ。）その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。）をいう。

3 消防救急車による転院搬送の適応

転院搬送の実施については、その緊急性に応じて、適切な搬送手段を選択いただきますようお願いいたします。

緊急性	搬送手段	内容例
緊急	消防救急車による転院搬送の絶対適用	<ul style="list-style-type: none">・ 状態悪化リスクが高い
準緊急 ・ 非緊急	病院救急車、患者等搬送事業者、介護タクシー、自家用車、公共交通機関を優先して利用	<ul style="list-style-type: none">・ 患者状態安定・ 病態の精査目的・ 定期受診・ 家族、本人都合（利便性）・ 病床調整のみ（ベッドを空けるための転院）

※ 救急業務としての転院搬送について

「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（令和7年6月30日消防救第217号医政発0630第6号）において、消防機関が救急業務として行う転院搬送については、原則として以下の（1）及び（2）の条件を満たす傷病者については、転院搬送を要請する医療機関（以下「要請元医療機関」という。）の医師によって、医療機関が所有する患者等搬送車、民間の患者等搬送事業者、公共交通機関等、他の搬送手段が活用できないと判断される場合に実施するものとされております。

（1）緊急性

緊急に処置が必要であること。

（2）専門医療等の必要性

高度医療が必要な傷病者、特殊疾患等に対する専門医療が必要な傷病者等、要請元医療機関での治療が困難であること。なお、一の医療機関において急性期の治療が終了した傷病者について、当該医療機関の医師が、他の医療機関において専門医療又は相当の医療を要すると判断したときにおいても、当該要件を満たす場合もあること。

4 医療機関へのお願い事項

医療機関の皆様には原則として、次の点に協力いただきますようお願いいたします。

（1）事前の受入れ調整

消防機関に転院搬送を要請する際には、要請元医療機関が、あらかじめ転院する医療

機関（以下「転院先医療機関」という。）に受入れの了承を得てください。その際、患者の病態に関する情報を、救急隊の收容依頼を受ける部署へ伝達いただきますようお願いいたします。

転院先医療機関を決定する際、特殊な疾患等の場合を除き、医療計画で定める二次医療圏内又は隣接医療圏までに納めていただきますようお願いいたします。

（２） 医師等の同乗について

法律上、転院搬送は要請元医療機関がその管理と責任の下で搬送を行うものとされていることから、医師又は看護師、（要請元医療機関所属の）救急救命士が消防救急車に同乗いただきますようお願いいたします。

医師等が転院搬送に際して同乗できない場合は、相当な処置を講じていただき、予め、患者本人及び家族等にその旨を説明してください。

（３） 救急隊への引継ぎの実施

消防機関では、医療機関への收容要請や、帰署後の事務処理を行う必要があることから、転院の理由、搬送を依頼する理由、担当医師名、患者の状態、処置内容等を示した転院搬送依頼書により情報提供をお願いいたします。

また、救急隊が救急活動で使用するタブレット端末の OCR 機能で傷病者情報の読取りが可能なことから、マイナ保険証、お薬手帳（所有している場合は搬送先医療機関の診察券）等の準備についてご説明ください。

（４） 転院搬送後の帰路について

搬送後の医師等の消防救急車による帰院は、消防法で定める救急業務に該当しないことから、お断りさせていただきます。

（５） 代替搬送手段の活用

前述のとおり、消防救急車は命の危険が生じた傷病者に対応することを目的とした医療資源です。病院救急車、患者等搬送事業者、介護タクシー、自家用車、公共交通機関等、他の交通手段で代替ができると判断される場合には、積極的にご活用ください。（患者等搬送事業者のリストは別添参照）

5 定期評価・見直し対応

地域医療の質を高めることを目的として、消防救急車による転院搬送の実態を定期的に医療機関と情報共有いたします。また、転院搬送要請時に発生した課題等についても医療機関と情報共有を行い、本ガイドラインの更新を図ってまいります。

以 上

転院搬送依頼書に記載する転院搬送理由について

消防機関では、総務省消防庁が定める救急事故等報告要領に基づき、救急事案の報告を行っております。転院搬送理由につきましては、同要領の区分に基づき、選択いただきますようお願いいたします。

項目	入力要領
ベッド満床	傷病者を収容するための病床を確保できない場合をいう。 一つの救急事故につき、多数の傷病者を一つの医療機関に搬送した場合、全ての者を収容できないままベッドが満床になった場合を含む。 一般病床は空いているが、診断の結果、結核病床又は感染症病床等を必要とする場合で、当該病床が満床であった場合を含む。
専門外	専門医の処置を必要とするため、収容できない場合をいう。 医療機関としては、適応診療科目を標榜しているが、当直体制等により、当直医が専門外であった場合を含む。 専門医不在の場合を含む。
医師不在	搬送先医療機関において、医師が不在であった場合をいう。 医師が病気等で対応できない場合を含む。
手術中	手術中である場合や、手術の準備や手術直後を理由とする場合をいう。 重症患者の対応中により手が離せない場合を含む。
処置困難	当該傷病者に対処するための設備、資器材がない場合をいう。 手術スタッフがそろわない、人手不足、手に負えない場合を含む。
その他	他の患者に迷惑をかける等、上記いずれにも分類されない場合をいう。

救急年報報告入力要領【活動事案毎データ】より抜粋

